

平成 25 年 3 月 8 日  
総務省行政評価局

## 「国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査」の結果に基づく 勧告に対する改善措置状況（回答）の概要（ポイント）

【勧告先】全府省（17 府省）  
【勧告日】平成 24 年 7 月 31 日  
【回答日】平成 25 年 1 月 31 日～3 月 1 日

### 1 調査概要

国から公益法人等（※）への補助・委託等について、一層の競争性・透明性を確保する観点から、国から公益法人等に対する契約等による支出や、権限付与の状況等について調査。その結果をふまえ、全府省（17 府省）に対し、一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進や、実態上一者指定等となっている権限付与の参入促進の取組等について平成 24 年 7 月 31 日に勧告。この勧告に対し、各府省が講じた改善措置の状況を公表するもの。

※ 「公益法人等」とは、国所管の特例民法法人及び国所管の特例民法法人から新制度法人へ移行した法人のことをいう。

### 2 主な勧告事項及び各省庁が講じた改善措置状況

国から公益法人等への支出に係る指摘事項 6 府省のべ 93 件のうち、改善措置が講じられているものは 3 府省のべ 22 件、今後改善措置を講じることとしているものが 3 府省のべ 61 件、当該年度限りの事業等となっているものが 5 府省のべ 10 件。また、各府省において、平成 23 年度の公益法人への支出に係る点検・見直しを実施。

国から公益法人等に対する権限付与に係る指摘事項 10 府省のべ 96 制度のうち、改善措置が講じられているものは 8 府省のべ 62 制度、今後見直す予定などとしているものが 4 府省のべ 29 制度、指定等制度の廃止が行われたものなどが 4 府省のべ 5 制度。

主な勧告事項及び改善措置状況は、以下のとおり。

#### (1) 一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進

##### 勧告事項

- 新規参入の障害となっている事業の実績等の競争参加条件の撤廃や適切な情報開示等の見直しを行うこと。（4 府省 7 件）
- 提案書や企画書の審査における事業実績が評価に影響する項目については、その配点比率を見直し、応募者の能力、提案内容がより勘案される評価基準とすること（3 府省 7 件）

##### 回答

- 仕様書の見直しを行ったものが 2 府省 5 件、今後改善措置を講じることとしているものが 1 府省 1 件、当該年度限りの事業等であったものが 1 府省 1 件
- 配点比率の見直しを行ったものが 1 府省 2 件、今後改善措置を講じることとしているものが 1 府省 4 件、当該年度限りの事業等であったものが 1 府省 1 件

#### (2) 競争性のない随意契約の適正化

##### 勧告事項

複数年度にわたる調査研究等の契約においては、原則として、毎年度、競争性のある調達手続を実施し事業者を選定すること（3 府省 20 件）

##### 回答

競争性のある調達手続による事業者選定の可能性を精査したものが 1 省 2 件、今後改善措置を講じる予定しているものが 2 府省 18 件

#### (3) 公益法人への支出に対する自己点検表の活用

##### 勧告事項

各府省は自己点検表を公益法人に対する支出の点検・見直しに活用するとともに、内閣官房は各府省の点検・見直し状況の取りまとめを行うこと（全府省）

##### 回答

各府省において、平成 23 年度の公益法人への支出に係る点検・見直しを実施

#### (4) 実態上一者指定等となっている権限付与の参入促進の取組

##### 勧告事項

複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている制度で参入促進の取組を行っていない制度は、積極的な参入促進に努めること（71 制度）

##### 回答

参入促進の取組を行ったものが 46 制度、今後行う予定などとしているものが 21 制度、指定等制度の廃止が行われたものなどが 4 制度

※ 指摘事項及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

## 国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 23 年 5 月～24 年 7 月
- 2 調査対象機関 (1) 全府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）  
(2) 国の所管する公益法人のうち、国家公務員出身の常勤理事が在職する 80 法人

【勧告日及び勧告先】 平成 24 年 7 月 31 日 全府省に対し勧告

【回答年月日】 平成 25 年 1 月 31 日～25 年 3 月 1 日

内閣府	平成 25 年 2 月 22 日	宮内庁	平成 25 年 2 月 21 日	公正取引委員会	平成 25 年 2 月 21 日
国家公安委員会(警察庁)	平成 25 年 3 月 1 日	金融庁	平成 25 年 2 月 26 日	消費者庁	平成 25 年 2 月 22 日
総務省	平成 25 年 2 月 27 日	法務省	平成 25 年 2 月 26 日	外務省	平成 25 年 3 月 1 日
財務省	平成 25 年 3 月 1 日	文部科学省	平成 25 年 2 月 28 日	厚生労働省	平成 25 年 3 月 1 日
農林水産省	平成 25 年 2 月 25 日	経済産業省	平成 25 年 2 月 19 日	国土交通省	平成 25 年 2 月 22 日
環境省	平成 25 年 2 月 27 日	防衛省	平成 25 年 1 月 31 日		

### 【調査の背景事情】

- 公益法人等への補助・委託等については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）において、行政からの支出又は権限の付与により実施している政府関連公益法人の事務・事業について、徹底的な見直しを行うこととされるとともに、行政刷新会議における事業仕分けや「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」（平成 22 年 6 月 18 日行政刷新担当大臣）に基づく各府省の見直し等が行われてきたところ
- 上記閣議決定においては、行政からの支出等が国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかと批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直すこととされており、特に、国家公務員出身者が常勤理事として法人運営に深く携わっている公益法人について、当該法人に対する国からの支出等の競争性、透明性の確保が厳格に図られていることが必要
- 本調査は、国から公益法人への補助・委託等について、一層の競争性・透明性を確保する観点から、国から公益法人等に対する契約等による支出や、権限付与の状況等について調査

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 国から公益法人等への支出の状況</p> <p>(1) 一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進</p> <p>ア 参入要件等の見直し</p> <p>(所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 一般競争入札等において一者応札・一者応募となっている契約については、新規参入の障害となっている事業の実績等の競争参加条件の撤廃や適切な情報開示等の見直しを行い、一般競争入札等への参加者の拡大を図ること。</p> <p>また、事業の実績等については、競争参加条件とせず、総合評価落札方式、企画競争における審査項目として評価することを検討する等、入札参加者の拡大に努めること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[問題を取り巻く環境]</p> <p>○ 一般競争入札、企画競争、公募等の競争性のある調達方式での応札者、応募者が一者となっている契約（以下「一者応札・一者応募」という。）については、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）において、競争性確保の徹底の観点から、全ての府省において第三者機関による重点的な監視を求められているところである。</p> <p>また更に、「政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 6 月 15 日行政刷新会議決定）においても、競争入札等により国等が公益法人向け支出を行っている場合において、競争性の発現が阻害されていることがないかについて厳格な見直しを行い、実質的な競争性を確保することとされ</p>	<p>各府省への個別指摘事項等の概要は別紙のとおりであり、関係府省が講じた改善措置状況は以下のとおりとなっている。なお、整理番号は、別紙の個別指摘事項一覧の整理番号である。</p>

ている。

### 【実態及び問題点】

入札公告、仕様書等における競争参加条件において、参加者に求める資格・能力、実施体制等が特定の者に限定する内容となっている、仕様書の内容を実施することが可能な者が前回又は過去に受託した者に限定されているなど、参入できる者が特定の者（一者）となり、実質的な競争性が確保されていない例がある。

また、一般競争入札（総合評価落札方式）や企画競争等において、過去の事業実績を要件としているため、参入できる者が限定されており、契約の透明性や実質的な競争性の確保が十分でない例がある。

### （調査結果）

#### 【外務省】（3件）

- 21世紀パートナーシップ促進招へい事業（平成21年度 公募）  
公募における応募要件として、過去2年間に政府招待の外国人賓客等に係る航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコートなどの招へい業務全般を一元的に受託した実績を有し、そのうち1年は取扱件数80件以上の実績を有していなければならないとされており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

なお、平成22年度以降、本事業における同条件は緩和されている。

- オピニオンリーダー招待及び高級実務者招へい事業等接遇業務（平成21年度 公募）

### <改善状況>

#### 【外務省】

→ 21世紀パートナーシップ促進招聘事業は、平成23年度から戦略的実務者招へい事業に整理統合して実施。外務省は、両事業につき平成22年度以降、随意契約（公募）から一般競争入札に変更し、業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に複数回有するといった条件を緩和した結果、同年度以降は複数者が応札 **整理番号3**

→ オピニオンリーダー招待及び高級実務者招へい事業は、平成23年度から閣僚級招へい事業に整理統合して実施。指摘のあつ

公募における応募要件として、過去2年間に政府招待の外国人賓客等に係る航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコートなどの招へい業務全般を一元的に受託した実績を有し、そのうち1年は取扱件数40件以上の実績を有していなければならないとされており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

なお、平成22年度以降、本事業における同条件は撤廃されている。

- 外国報道関係者招へい事業に係る業務一式(平成21年度 最低価格落札方式)

入札における参入要件として、過去2年間に政府招待の外国人賓客等に係る航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコートなどの招へい業務全般を一元的に受託した実績を有し、そのうち1年は取扱件数12件以上の実績を有していなければならないとされており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

なお、平成22年度以降、本事業における同条件は撤廃されている。

#### 【厚生労働省】(2件)

- 覚せい剤等撲滅啓発事業(平成21年度 企画競争、22年度、23年度 総合評価落札方式)

本事業の実施においては、現在、公益財団法人麻薬覚せい剤乱用防止センターが所有する、特定車両(薬物標本やビデオコーナーを備えた大型バス)の運行が前提となっており、当該法人以外の者の実施が困難な内容となっている。

た業者の限定的参入要件は平成22年度に撤廃した結果、同年度以降は複数者が応札 **整理番号4**

- 外国報道関係者招聘事業は、指摘のあった限定的参入要件は平成22年度に撤廃した結果、同年度以降は複数者が応募 **整理番号5**

#### 【厚生労働省】

- 覚せい剤等撲滅啓発事業は、平成24年度の事業者選定に当たっては、公益財団法人麻薬覚せい剤乱用防止センターが所有している薬物乱用防止キャラバンカー(薬物標本やビデオコーナーなどを備えた大型のバス)の運行を前提とせず、薬物標本やビデオコーナーなどの啓発資材を備えた車両を準備するよう仕様書の見直しを行い、平成24年1月に入札公告を実施 **整理**

- 原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業（平成 21 年度～23 年度 公募）

公募における応募要件（特殊な技術及び設備等の条件）として、放射線が人体に及ぼす健康影響の解明を目的とした数多くの症例研究の実績を有していることが求められており、一般競争入札、企画競争の前段階で実施する参入希望者の募集であるにもかかわらず、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

【経済産業省】（1 件）

- ITS の規格化事業（平成 21 年度～23 年度 企画競争）

本事業は、ITS（高度道路交通システム）の国際規格化に係る活動支援及び調査研究を実施するものであるが、本事業の受託に当たり、業務の特殊性からその確実な実施を担保するためとして、過去に ISO/TC204 に関する国際会議等に参加した実績を有することや、ITS に関する技術動向に関連する調査等の経験を有することなど、過去の実績に係る複数の応募資格を全て満たすことが求められており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

【環境省（内閣府）】（1 件）

- 科学技術基礎調査等委託（放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査）（平成 21 年度 総合評価落札方式）

本委託調査は、総合評価落札方式を採用しており、競争参加者は平成 20 年度に実施した委託調査の知見を踏まえ、21 年度に実施される調査内容について、21 年 3 月に提案する必要があるが、

番号 2

→ 原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業は、当該勧告を踏まえ、平成 24 年度の事業者選定に当たっては、公募における応募要件（特殊な技術及び設備等の条件）として、従前「放射線が人体に及ぼす健康影響の解明を目的とした数多くの症例研究の実績を有していること」としていたもののうち、実績要件である「数多くの」を削除 **整理番号 6**

【経済産業省】

→ ITS の規格化事業については、ISO（国際標準化機構）等の国際会議における国際標準原案策定、提案等について継続的な実施が必要と判断した結果、平成 24 年度は競争性のない随意契約を締結。平成 25 年度は改めて契約方式等を検討することとし、26 年度に事業を行う際は、過去の実績、経験を一般競争入札等の参加要件とせず、提案書を審査する際の評価項目として、事業者を選定する予定 **整理番号 7**

【環境省（内閣府）】

→ 科学技術基礎調査等委託（放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査）について、当該勧告を受けた内閣府原子力安全委員会は環境省原子力規制委員会の設置に伴い廃止された組織であり、また、当該委託は平成 22 年度に終了。

なお、原子力規制庁では、平成 24 年 11 月 13 日、総務課業

<p>当該時点で 20 年度の委託調査の成果報告書が作成されていないため、20 年度受託した者以外の者は、実質的に提案することが難しいものとなっている。</p> <p>なお、平成 22 年度の本事業実施においては、同様の提案は求められていない。</p>	<p>務管理室から関係課室に対し、勧告の趣旨を踏まえ総務省が整理した自己点検表を参考としたチェックシートの周知を行い、指導しており、今後、同様の事業を実施する際には、新規の参入希望者に対して適切な情報開示を実施 <b>整理番号 1</b></p>
<p><b>(所見)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 一般競争入札等での提案書や企画書の審査における事業実績が評価に影響する項目については、その配点比率を見直し、応募者の能力、提案内容がより勘案される評価基準とすること。</p> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>[問題を取り巻く環境]</b></p> <p>上記参照</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>一般競争入札（総合評価落札方式）や企画競争での提案書及び企画書の審査において、他事業と比較すると、事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が能力や提案内容に関する項目の配点比率に比べて高いため、前年度若しくは過去に当該業務又は同種類似業務を実施した者が採点上有利になるなど、審査において公平性が確保されていないおそれがある例がある。</p> <p><b>(調査結果)</b></p> <p><b>【外務省】</b>（1 件）</p> <p>○ IAEA 保障措置（包括的保障措置協定及び追加議定書）実施に関する運用上の解説を含む我が国の法体系調査、及び同調査結果に</p>	<p><b>&lt;改善状況&gt;</b></p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>→ IAEA保障措置（包括的保障措置協定及び追加議定書）実施に関する運用上の解説を含む我が国の法体系調査及び同調査結</p>

基づいた英語版資料の作成(平成 21 年度 企画競争)

企画競争における評価について、保障措置関連の業務実績に対する評価が 100 分の 75 を占めており、一者応募で同一法人が選定されている。

なお、平成 22 年度以降、応募者の過去の同種事業実績については審査項目としない等の見直しを実施している。

【経済産業省】(2件)

- エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費(工場のエネルギー使用状況調査事業)(平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式)

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度、22 年度ともに 100 分の 30 を超えており、かついずれも一者応札で同一法人が選定されている。

- 新エネルギー等導入促進基礎調査(国際規格エネルギーマネジメントシステム (ISO/PC242) の運用時等における課題等分析調査)(平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式)

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度、22 年度ともに 100 分の 30 を超えており、かついずれも一者応札で同一法人が選定されている。

【環境省】(4件)

- 環境保全型製品購入促進事業(平成 22 年度、23 年度 総合評価落札方式)

果に基づいた英語資料版の作成」事業は、平成21年度限りの事業。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際、事業者の選定に当たっては、提案書や企画書の審査における応募者の過去の同種事業実績に係る配点比率を見直し、応募者の能力、提案内容がより勘案される評価基準を策定 **整理番号 8**

【経済産業省】

→ エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費(工場のエネルギー使用状況調査事業)は、平成 24 年度の事業者選定に当たっては、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率の見直しを行い、100 分の 25 に引下げ **整理番号 9**

→ 新エネルギー等導入促進基礎調査(国際規格エネルギーマネジメントシステム (ISO/PC242) の運用時等における課題等分析調査)は、平成 23 年度で終了したが、類似の事業である平成 24 年度エネルギー使用合理化促進基盤整備事業(国際規格エネルギーマネジメントシステム (ISO50001) 及び関連規格等の課題等分析調査)を実施するに当たっては、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率の見直しを行い、100 分の 30 に引下げ **整理番号 10**

【環境省】

→ 契約 4 件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、審査における公平性を確保するため、一般競争入札(総合評価



<p>総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 22 年度、23 年度ともに 100 分の 32.5 と、100 分の 30 を超えており、かついずれの年度も同一法人が選定されている。</p> <p>○ 公募型土壌汚染調査・対策技術実証試験評価業務(平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式)</p> <p>総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度は 100 分の 32.5、22 年度は 100 分の 37.5 といずれも 100 分の 30 を超えており、かついずれの年度も同一法人が選定されている。</p> <p>○ 製品テストの環境ラベルに与える影響調査業務(平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式)</p> <p>総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度、22 年度ともに 100 分の 32.5 と、100 分の 30 を超えており、かついずれの年度も同一法人が選定されている。</p> <p>○ こどもエコクラブ事業委託業務(平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式)</p> <p>総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度、22 年度ともに 100 分の 35 と 100 分の 30 を超えており、かついずれの年度も同一法人が選定されている。</p>	<p>落札方式) や企画競争での提案書及び企画書の審査における事業の実績が評価に影響する項目については、その配点比率を見直し、応募者の能力、提案内容がより勘案される評価基準とするよう、平成 25 年 2 月 8 日に、会計課から全部局に対し、配点の設定に関して通知(「調達手続に係る改善方策について」(平成 25 年 2 月 8 日環境会発第 1302083 号大臣官房会計課長通知)) <b>整理番号 11～14</b></p>
<p>イ 契約準備期間等の確保</p>	

**(所見)**

一者応札・一者応募となっている契約については、新規参入希望者が、受注した業務の実施に必要な準備を行うことが可能となるよう、公告日から開札日までの期間等について、十分な期間を確保すること。特に複数年連続で一者応札・一者応募となっている契約については、競争性、透明性及び公平性の確保の観点から、公告期間等の妥当性について精査すること。

**(説明)**

**[問題を取り巻く環境]**

上記参照

**【実態及び問題点】**

一般競争入札等の競争的な調達方式により契約を締結しているものについて、調達を公告した日から開札する日までの期間等が短く提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保されていない、新規参入希望者が仕様書で求められている業務を実施するための準備等に必要な期間が十分に確保できない、あるいは前年度の事業実施者より業務を引き継ぐ期間が確保されていないなど、事実上、新規参入希望者の参加が困難となっている例がある。

**(調査結果)**

**【総務省】(1件)**

- 原子力施設における現場指揮本部の設置・運営等に関する調査検討業務(平成21年度 総合評価落札方式)  
説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保すること

**<改善状況>**

**【総務省】**

- 原子力施設における現場指揮本部の設置・運営等に関する調査検討業務は、平成21年度限りの事業。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、新規参入希望者が業務実施に必要なとする準備期間として説明会開催日から提案書締切日ま

が望ましい。

【外務省】（1件）

- 公邸派遣料理人に関する業務（平成23年度 公募）  
入札等参加希望者の公募において、応募の締切日（平成23年3月15日）から、事業開始日（4月1日）までの期間が短く、公示で示されている4月1日からの実施は難しいものとなっている。

【厚生労働省】（3件）

- 覚せい剤等撲滅啓発事業（平成22年度 総合評価落札方式）  
説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。
- ポジティブ・アクション促進のための総合的情報提供事業（平成23年度 企画競争）  
説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。
- 両立支援に関する総合的情報提供事業（平成23年度 総合評価落札方式）  
説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

での期間を十分確保 **整理番号 17**

【外務省】

- 公邸派遣料理人に関する業務については、平成24年度以降新規派遣は行わないこととし、平成26年度を目途に事業そのものも廃止。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、開札日から履行開始日までの期間を十分確保 **整理番号46**

【厚生労働省】

- 覚せい剤等撲滅啓発事業は、説明会開催日から提案書・入札書の提出日までの期間について、平成22年度は9日間と設定。新規参入希望者が仕様書で求められている業務に必要な準備を行うことが可能となるよう、23年度以降の事業者選定に当たっては当該期間を10日間以上確保 **整理番号 32**
- ポジティブ・アクション促進のための総合的情報提供事業は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成23年度は8日間と設定。平成24年度はその妥当性を精査し、14日間として実施したところ、応札者がなかったため、再度、27日間として実施した結果、複数者が応札 **整理番号 43**
- 両立支援に関する総合的情報提供事業は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成23年度は8日間と設定。平成24年度はその妥当性を精査し、22日間とすることによって、一者応札が改善 **整理番号 44**

【農林水産省】（1件）

- 地域活性化のためのプレジャーボート活用調査事業（平成 21 年度 総合評価落札方式）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

【経済産業省】（7件）

- グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業（平成 21 年度 総合評価落札方式）

公告日から開札日までの期間が短く（7日）、新規事業者が余裕をもって計画的に提案を行うために必要な期間が十分確保されていないおそれがある。

また、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

- エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費（工場のエネルギー使用状況調査事業）（平成 21 年度 総合評価落札方式）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

- エネルギー環境総合戦略調査（IEA におけるエネルギー効率指標を活用したセクター別アプローチの制度構築に向けた検討）（平成 21 年度 総合評価落札方式）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事

【農林水産省】

→ 地域活性化のためのプレジャーボート活用調査事業は、平成 21 年度限りの事業。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、新規参入希望者が業務実施に必要とする準備期間として説明会開催日から提案書締切日までの期間を十分確保

**整理番号 20**

【経済産業省】

→ グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業に係る一般競争入札の実施は、平成 21 年度限り。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施するに当たっては、公告期間及び提案書の締切期間の妥当性を精査した上で、事業者が余裕をもって計画的に提案を行うために十分な期間を設定 **整理番号 15、**

**21**

→ エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費（工場のエネルギー使用状況調査事業）は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成 21 年度は 8 日間と設定。平成 22 年度以降は、毎年度説明会開催日から企画書提出締切日までの期間を 10 日間以上確保 **整理番号 22**

→ エネルギー環境総合戦略調査（IEA におけるエネルギー効率指標を活用したセクター別アプローチの制度構築に向けた検討）は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成 21 年度は 8 日間と設定。類似の事業である平成 22 年

業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

- 国際エネルギー使用合理化等対策事業（省エネルギー政策共同研究事業）（平成 21 年度 総合評価落札方式）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

- 石油産業体制等調査研究（石油製品需給及び価格動向調査）（平成 23 年度 総合評価落札方式）

開札日から役務等の履行開始日までの期間が 0 日となっており、新規参入希望者が必要な準備（データソースの確保、要員の手配等）を行うことが困難であり、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっている。

- 放射性廃棄物共通技術調査等委託費（放射性廃棄物海外総合情報調査）（平成 21 年度～23 年度 総合評価落札方式）

開札日から役務等の履行開始日までの期間が短く（平成 21 年度：9 日、22 年度：5 日、23 年度：3 日）、新規事業者が前年度実施公益法人より役務（データベースの日常的な保守・管理（データ登録作業、障害対応、ソフトウェアの更新等を含む。)) を引

度エネルギー環境総合戦略調査（国際的なエネルギー効率指標基盤の構築に関する調査）、23 年度エネルギー環境総合戦略調査（エネルギー効率指標基盤構築に関する調査）等の実施に当たっては、毎年度説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を 10 日間以上確保 **整理番号 23**

→ 国際エネルギー使用合理化等対策事業（省エネルギー政策共同研究事業）は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成 21 年度は 6 日間と設定。平成 22 年度以降は、毎年度説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を 10 日以上確保し、24 年度事業において一者応札が改善 **整理番号 24**

→ 石油産業体制等調査研究（石油製品需給及び価格動向調査）は、事業内容の見直しを行い、平成 24 年度においては石油産業体制等調査研究（石油製品需給、価格動向及び石油流通に関する実態調査）として事業を実施。平成 23 年度においては、開札日から役務等の履行開始日までの期間が 0 日間となっていたが、24 年度事業の実施に当たっては、1 週間確保 **整理番号 47**

→ 放射性廃棄物共通技術調査等委託費（放射性廃棄物海外総合情報調査）は、平成 21 年度から 23 年度までにおいて、開札日から役務等の履行開始日までの期間がそれぞれ 9 日間、5 日間、3 日間となっていたが、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度からの事業者選定に当たっては、開札日から役務等の履行開始日までの期間等について見直す予定 **整理番号 48**

き継ぐ十分な期間が確保されておらず、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっている。

【環境省】(22件)

- 環境保全型製品購入促進事業(平成22年度、23年度 総合評価落札方式)ほか18件

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

- 地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務(平成23年度 総合評価落札方式)

開札日から日本代表団等の海外派遣に関する支援業務の実施までの期間が6日となっており、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な期間が確保されているとは言えず、従前より当該業務を実施している者以外の者が参入し難いものとなっている。

- 低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務(平成21年度 企画競争)

契約候補者の決定日から国際会議の実施までの期間が6日となっており、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な準備期間が確保されているとは言えず、従前より当該業務を実施している者以外の者が参入し難いものとなっている。

- 化学物質国際管理対応業務(平成21年度 最低価格落札方式)
- 契約候補者の決定日から国際会議の支援業務の実施までの期

【環境省】

→ 契約22件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、競争性、透明性及び公平性を確保するため、新規参入希望者が仕様書で求められている業務を実施するための準備等期間を確保できるよう、平成25年2月8日に、会計課から全部局に対し、調達の公告時期の早期化等について通知(「調達手続に係る改善方策について」(平成25年2月8日環境会発第1302083号大臣官房会計課長通知))

**整理番号 16、25～31、**

**33～42、45、49～51**

<p>間が3日となっており、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な準備期間が確保されているとは言えず、従前より当該業務を実施している者以外の者が参入し難いものとなっている。</p> <p>【環境省（文部科学省）】（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の許認可申請書等並びに核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の事故・トラブル情報に関するデータベース整備（平成21年度 総合評価落札方式）</li> <li>○ 核燃料サイクル施設等運転管理方策調査（平成21年度 総合評価落札方式） <ul style="list-style-type: none"> <li>説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>	<p>【環境省（文部科学省）】</p> <p>→ 文部科学省への個別指摘事項2件（核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の許認可申請書等並びに核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の事故・トラブル情報に関するデータベース整備並びに核燃料サイクル施設等運転管理方策調査）について、原子力規制委員会の設置に伴い、これらの個別指摘事項に係る事務・事業が文部科学省から原子力規制庁へ移管。</p> <p>なお、原子力規制庁では、勧告の趣旨を踏まえ総務省が整理した自己点検表を参考としたチェックシートの周知を平成24年11月13日、総務課業務管理室から関係課室に行い、指導していることから、今後、これらの事業を実施する際には、説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間を十分確保 <b>整理番号 18、19</b></p>
<p>ウ 仕様書の記載内容の明確化 （所見）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>仕様書等に、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札価格等を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。</p> </div> <p>（説明） [問題を取り巻く環境] 上記参照</p>	

**【実態及び問題点】**

仕様書等の記載内容が不明確であるため、契約で求められている業務に必要な資材の量、完了までの必要期間等の推定が難しく、当該業務に係る事業者が行うべき業務や所要経費の算定等ができず、新規参入希望者の一般競争入札等への参加が困難となっているおそれがある例がある。

**(調査結果)**

**【外務省】(1件)**

- 公邸派遣料理人に関する業務(平成21年度～23年度 公募)  
公募公告において、派遣料理人に関する条件について、外交上重要な会食の際に提供する料理を調理する技術を有し、関係者との協調性をもち勤務することができる者として明記されておらず、勤務日数、業務内容、派遣労働者の条件等が不明なため、受託者がどのような者を派遣すべきかについて分かりにくいものとなっている。

**【環境省】(1件)**

- し尿処理システム等の改善に関するアジア・ワークショップ実施等業務(平成21年度、22年度 最低価格落札方式)  
一般競争入札であるにもかかわらず、招へい国及び対象者が特定されておらず、当該業務に係る事業者の負担及び所要経費の算定が前年度実施者以外の者には困難であり、新規参入を阻害しているおそれがある。

**【環境省(内閣府)】(1件)**

**<改善状況>**

**【外務省】**

- 公邸派遣料理人に関する業務)については、平成24年度以降新規派遣は行わないこととし、平成26年度を目途に事業そのものも廃止。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、適正な入札価格等を算出するために必要な情報を具体的かつ分かりやすく記載 **整理番号 53**

**【環境省】**

- 契約1件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、一般競争入札等への参加者の拡大を図るため、仕様書等の記載内容を明確化するよう、平成25年2月8日に、会計課から全部局に対し通知(「調達手続に係る改善方策について」(平成25年2月8日環境会発第1302083号大臣官房会計課長通知)) **整理番号 54**

**【環境省(内閣府)】**



<p>○ 科学技術基礎調査等委託（耐震安全性評価手法に関する基礎的・技術的調査）（平成 22 年度 総合評価落札方式）</p> <p>本来は、文献調査及びその補足的調査としての海外訪問調査の実施が想定された業務内容であるにもかかわらず、仕様書では、中間報告時の発注者の判断により当該海外訪問調査の要否が決定される記載となっているため、仕様内容の誤解を招くおそれがある。</p>	<p>→ 内閣府への個別指摘事項 1 件（科学技術基礎調査等委託（耐震安全性評価手法に関する基礎的・技術的調査））について、当該勧告を受けた内閣府原子力安全委員会は環境省原子力規制委員会の設置に伴い廃止された組織であり、また、当該委託は平成 22 年度限りの事業。</p> <p>なお、原子力規制庁では、勧告の趣旨を踏まえて総務省が整理した自己点検表を参考としたチェックシートの周知を平成 24 年 11 月 13 日、総務課業務管理室から関係課室に行い、指導していることから、今後、同様の事業を実施する際には、適正な入札価格等を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく仕様書に記載 <b>整理番号 52</b></p>
<p><b>エ 事業の分割化</b> (所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業の成果に影響を与えず、かつ事業費削減の観点からも有効であると判断される等の場合は、新規参入が可能となるよう、委託等を行う業務内容を分割することを検討し、入札、企画競争等への参加者の拡大を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><b>[問題を取り巻く環境]</b></p> <p>上記参照</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>国から発注される業務内容が広範囲であり、全てを一括して受注し実施できる事業者が限定されてしまうおそれのある内容となっている例がある。</p>	

(調査結果)

【総務省】(1件)

- 無線システム普及支援事業費等補助金(デジタル受信相談・対策事業)(平成22年度 公募)

平成21年度はデジタル受信相談・対策事業、受信障害対策紛争処理事業等の5事業は別々に公募され、デジタル受信相談・対策事業以外は全て複数応募があったが、22年度はこれら全ての事業がデジタル受信相談・対策事業に一本化され、デジタル受信相談・対策事業の実施者以外の者が応募することが困難となっている。

【環境省】(2件)

- 地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務(平成22年度、23年度 総合評価落札方式)

地球温暖化対策に係る国際交渉の支援業務のほか、次期国際的枠組みの内容についての検討、米・中・印等の主要排出国が積極的な取組を行う環境づくりの実施等、業務内容が広範囲なものとなっており、過去実績のある者以外の者が応札することが困難となっているおそれがある。

- 日中韓三ヵ国環境大臣会合等支援及び検討業務(平成23年度 総合評価落札方式)

日中韓三ヵ国環境大臣会合における日本側出席者の支援業務のほか、日本公式サイト更新業務、日中韓三ヵ国共同研究の実施やニューズレターへの執筆等、業務内容が広範囲なものとなっており、過去実績のある者以外の者が応札することが困難となってい

<改善状況>

【総務省】

→ 無線システム普及支援事業費等補助金(デジタル受信相談・対策事業)は、平成22年度で終了した事業だが、関連する事業を25年度に実施予定。今後、委託等を行う業務内容について受信者の利便性を考慮しつつ、分割して公募を行う予定 **整**

**理番号 55**

【環境省】

→ 契約2件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、これらの契約について、事業の成果に影響を与えず、かつ事業費削減の観点からも有効であると判断される等の場合は、分割することも含めて入札等参加者の拡大を図ることを検討 **整**

**理番号 56、57**

<p>るおそれがある。</p>	
<p>(2) 競争性のない随意契約の適正化</p> <p>ア 複数年度にわたる事業における2年目以降の競争性のない随意契約の見直し</p> <p>(所見)</p> <p>複数年度にわたる調査研究や複数年度にわたる事務局の運営業務等に関する契約においては、前年度の業務の履行結果が良好であることや業務に精通していることのみを理由に、事業開始年度の翌年度以降、同一事業者と競争性のない随意契約を行うことなく、原則として、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定すること。</p> <p>また、事業内容が複数年度にわたる研究開発に関する契約においては、競争性及び透明性確保の観点から、原則として、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定すること。</p> <p>やむを得ず、事業開始年度の翌年度以降、競争性のない随意契約を締結する場合においても、予算の効果的かつ効率的な執行、事業の達成目標の明確化の観点から、事業の必要性、実施内容等を十分に検討した上、契約金額の妥当性について厳しく精査すること。</p> <p>(説明)</p> <p>[問題を取り巻く環境]</p> <p>○ 会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第4項の規定に基づく、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を理由とした随意契約（以下「競争性のない随意契約」という。）については、「公共調達の適正化に向けた取り組みにつ</p>	

いて」(平成18年2月4日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)において、各府省は、それが随意契約によることが適切であるかの点検を行った上、真にやむを得ないもの以外を一般競争入札等に移行することとし、点検結果を基に「随意契約見直し計画」を作成し、競争性のない随意契約の削減に努めることとなった。

また、特に、国と公益法人との契約に関しては「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)においても、見直しの視点として、「政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。」とされたところである。

#### 【実態及び問題点】

予算措置、契約等は単年度で措置することになっているが、事業内容が複数年度にわたる調査研究等の契約において、初年度は企画競争等で事業者を選定しているものの、次年度以降は、当該事業者と競争性のない随意契約により継続して契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して契約する必要性について、十分検討されていないおそれがある例がみられる。

また、研究開発に係る事業の委託については、事業開始年度は第三者である外部有識者による評価を経て、企画競争等で事業者を選定しているものの、次年度以降は、仕様書の公開によって知的財産権が侵害されるおそれがあることや取得データの連続性などから研究事業の継続性が不可欠であることを理由として同一事業者と競争性のない随意契約を行っているが、研究開発の進行次第でその委託経費が次年度以降大幅に増加している契約がみられる。

(調査結果)

【外務省】(2件)

- 「在外公館派遣員派遣」業務委託(平成21年度～23年度)
- 「在外公館専門調査員」派遣契約(平成23年度)  
複数年度にわたる事業について、開始年度の翌年度以降について競争性のない随意契約を締結しているが、同一事業者と継続して随意契約とする必然性を精査する必要がある。

<改善状況>

【外務省】

→ 個別指摘事項2件(在外公館派遣員及び専門調査員派遣事業)について、勧告を踏まえ、2年目以降の競争性ある調達手続による事業者選定の可能性につき精査を実施。派遣員及び専門調査員は、在外公館において各種業務に携わっており、在外公館としての機能を維持する上で、その安定的な配置は必要不可欠な状況であり、複数年派遣は必須の条件であること、外務省による直接雇用や、現地雇用、委嘱などの各種派遣形態のメリット、デメリットを比較検討した結果、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年7月5日法律第88号)に基づく派遣が適当との判断の下、事業を実施していること、現地情勢の変化に応じた派遣労働者の待遇改善やポスト変更等の需要に柔軟かつ迅速に対応できなくなることから国庫債務負担行為を従来活用していないこと等の理由により、外務省は、在外公館派遣員及び専門調査員派遣事業に係る2年目以降も、初年度事業者との間で競争性のない随意契約を締結することがやむを得ないものとしている。

なお、競争性のない随意契約を締結する理由や、契約金額については、契約における透明性を確保するため、外部有識者からなる外務省契約監視委員会を設置し、平成24年度の本契約に関しては、9月に実施した第19回委員会において、審査対象契約案件の一つとして提示。今後にかかる外部委員会の制度も活用しつつ、その妥当性については精査を継続 **整理番号**

**63、64**

【経済産業省】（9件）

- ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発（平成21年度～23年度）ほか8件  
複数年度にわたる研究開発において、初年度のみ企画競争等を実施しているが翌年度以降競争性のない随意契約を締結している。

【環境省】（9件）

- アジア資源循環研究推進業務（平成22年度、23年度）ほか8件  
複数年度にわたる調査研究について、開始年度の翌年度以降について競争性のない随意契約を締結しているが、同一事業者と継続して随意契約とする必然性を精査する必要がある、または、複数年度にわたる事業について、開始年度の翌年度以降について競争性のない随意契約を締結しているが、同一事業者と継続して随意契約とする必然性を精査する必要がある。

【経済産業省】

→ 個別指摘事項9件について、競争性のない随意契約の適正化を図るため、次の措置を検討しているところであり、平成24年度中に結論を得て、25年度以降の事業で取り組む予定 **整理番号 69～77**

- ① 単年度で研究成果が得られる見込みのある事業については、当該年度ごとに競争性のある調達手続（企画競争）を経て契約を行う。
- ② 研究成果を得るのに複数年度の実施を要する事業については、初年度に競争性のある調達手続（企画競争）を経て選定事業者と契約を行い、2年度目以降の契約については、各年度の契約前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聞き、事業の必要性、契約金額の妥当性等について精査を行う。

【環境省】

→ 契約9件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、予算の単年度主義の原則に基づき、単年度で十分な成果が得られる業務については、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定することとし、また、やむを得ず、事業開始年度の翌年度以降、競争性のない随意契約を締結しようとする場合においても、事業開始年度と同一の事業者と契約することの必要性、実施内容や契約金額の妥当性等について十分審査することについて、平成25年2月8日に、会計課から全部局に対し、通知（「調達手続に係る改善方策について」（平成25年2月8日環境会発第1302083号大臣官房会計課長通知）） **整理番号 58～62、65～68**

<p><b>イ 再委託先の指定の見直し</b> (所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>仕様書等において再委託先や再委託金額を指定することは、事実上、国と再委託先との間において競争性のない随意契約を結んでいることとなるため、契約における競争性、透明性及び公平性を確保する観点から、仕様書等で再委託先や再委託金額を指定しないこと。 やむを得ず指定する場合は、その合理的理由を公表すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><b>[問題を取り巻く環境]</b> 上記参照</p> <p><b>【実態及び問題点】</b> 事業者選定に係る仕様書等において、契約における再委託先や再委託金額を国が指定しており、実質的に競争性のない随意契約となっている例がある。</p> <p>(調査結果)</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>○ 微小粒子状物質等曝露システム改善調査業務（平成 21 年度 最低価格落札方式）ほか 5 件</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>→ 契約 6 件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、契約における競争性、透明性及び公平性を確保する観点から、仕様書等で再委託先や再委託金額を指定しないことや、やむを得ず指定する場合の取扱い等について、平成 25 年 2 月 8 日に、会計課から全部局に対し通知（「調達手続に係る改善方策について」（平成 25 年 2 月 8 日環境会発第 1302083 号大臣官房会計課長通知）） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">整理番号 78～83</span></p>
--	--

**(3) 競争性のある契約等における適切な評価、選定の実施の確保  
(所見)**

① 総合評価落札方式又は企画競争における提案内容等の審査を行うに当たっては、公正性、公平性確保の観点から、審査時間を十分確保するとともに、評価点の異常値の排除や、審査者の選定において応札者・応募者との関係を精査すること。

**(説明)**

**[問題を取り巻く環境]**

○ 国が締結する契約については、会計法第 29 条の 5 の規定に基づき、原則として公平、公正な手続をもって実施される入札によるものとされており、「政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成 22 年 6 月 15 日行政刷新会議決定)においても、競争入札等により国等が公益法人向け支出を行っている場合において、競争性の発現が阻害されていることがないかについて厳格な見直しを行い、実質的な競争性を確保することとされている。

**【実態及び問題点】**

総合評価落札方式による一般競争入札及び企画競争における提案書、企画書の審査において、審査者の配点が偏っている、特定の項目の配点が偏っているなど、審査や評価の結果に関して公平性、公正性の確保が十分図られていないおそれがある例がある。

**(調査結果)**

**【外務省】** (1 件)

**<改善状況>**

**【外務省】**



○ 平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価（現地での連携と調整）のための調査業務委嘱（平成 21 年度 企画競争）

評価者 5 名のうち 4 名が他の事業者を高得点（100 点満点中 70 点、82 点、82 点、84 点）を付しているのに対し、残りの評価者 1 名が極端に低い点数（43 点）を付している。

なお、この結果、第 1 位と第 2 位の得点差が僅差となり、当該契約の仕様書において、「第 1 位の得点を得た企画と僅差（第 1 位の得点の 5 %以内）の企画がある場合は、同等の評価を得たものとみなし、見積価格のもっとも低い企画を採用」とされていることから第 2 位であった法人が選定されている。

#### 【経済産業省】（1 件）

○ マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発（平成 21 年度 企画競争）

本事業の企画書の審査において、発注者（経済産業省）が委嘱した当該審査を行う外部有識者の中に、前年に同分野について広くアドバイスを求めた研究者が含まれている。

#### 【環境省】（1 件）

○ 日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務（平成 23 年度 総合評価落札方式）

事実に関するものであることから、本来、審査者によって大きな差が出ない項目である過去の類似業務実績の採点において、審査者 5 名のうち 1 名が、提案書審査における上位 2 者のうち第 2 位の者に極端に低い点を付している（第 2 位の者に対する 4 名の採点は 37 点、45 点、45 点、45 点。これに対し、残る 1 名の採点

→ 平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価（現地での連携と調整）のための調査業務委嘱事業は、平成 21 年度限りの事業。なお、平成 22 年度に企画競争の実施の手引きが改定された結果、事業者選定に当たっては、各評価項目の最高点及び最低点を除いた残りの得点を合計して評価点を算出する等の評価点の異常値を排除するための改善措置を実施 **整理番号**

**84**

#### 【経済産業省】

→ マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発について、審査における公平性を確保するため、当該勧告を踏まえ、同様の事業を実施するに当たっては、提案事業に関与したことがある者を当該審査から除外する等の改善方策について平成 24 年度中に結論を得て、25 年度以降の事業者選定において改善措置を講じる予定 **整理番号 85**

#### 【環境省】

→ 契約 1 件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、公平性及び公正性を確保するため、総合評価落札方式による一般競争入札及び企画競争における提案書、企画書の審査に当たっては、事業者に対して求める能力等について審査者が共通の認識を有して臨むこととするほか、適切な理由がなく他の審査者と乖離した評価点が付けられていた場合には当該評価点を排除すること等について、平成 25 年 2 月 8 日に、会計課から

<p>は 19 点) にもかかわらず、当該採点結果をそのまま使用している。</p>	<p>全部局に対し通知(「調達手続に係る改善方策について」(平成 25 年 2 月 8 日環境会発第 1302083 号大臣官房会計課長通知))  <b>整理番号 86</b></p>
<p>(所見)</p> <p>② 事業者の事業遂行能力を的確に審査するとともに、履行不能となった場合の責任の所在を明確にし、事業者には責任がある場合には債務不履行に伴う適切な処理を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>[問題を取り巻く環境]</p> <p>上記参照</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>一般競争入札(総合評価落札方式)又は企画競争における提案書、企画書の審査の方法が不適切である、未実施の業務に係る不適切な処理が行われているなどにより、不適切な事業者の選定等が行われているおそれがある例がある。</p> <p>(調査結果)</p> <p><b>【外務省】(2件)</b></p> <p>○ オピニオンリーダー招待他3者招待事業委託業務(平成22年度企画競争)</p> <p>企画競争における採点において、採点者の1名が評価点の上限を超えて加点している。</p> <p>○ 台頭する新興国と日本外交についての調査研究(平成22年度総合評価落札方式)</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>→ オピニオンリーダー招待他3者招待事業(平成22年度)について当該勧告で指摘のあった点は、ケアレスミスによる単純な採点誤記であり、同様のことを可及的に防ぐべく、多重確認等を実施 <b>整理番号 87</b></p> <p>→ 台頭する新興国と日本外交についての調査研究事業は、平成22年度限りの事業。平成23年度以降、別のテーマで同様の事</p>

本事業における一般競争入札において、落札者がいなかったため入札を不調とし、その後不落随意契約の価格交渉に着手しているが、その際に入札参加者に見積額を再提示させるのではなく、発注者（外務省）から見積額を提示して、価格交渉を行っている。

【厚生労働省】（2件）

- 原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業（平成 21 年度～23 年度 公募）

仕様書で実施すべきとされている日本の専門家派遣、外国からの研修生受入れ、海外被爆者生活環境調査及び国際シンポジウムの開催の4つの業務に関して、平成 21 年度に実施することとされていたアンケート調査については、履行期限までに完了しておらず、また、22 年度に実施することとされていた情報収集についても、事業実績報告書において、その履行状況を確認することができない。

- 老人保健事業推進費等補助金（平成 21 年度 公募）  
本補助金は公募制を採用しているが、補助対象として優先的に採択することとされている調査研究テーマの中に、本法人が運用・改修等を行っている情報システムに関するものが含まれており（テーマ名：介護報酬改定を反映した適正化システムの拡充に関する調査研究事業）、競争的な選定がなされていない。

【経済産業省】（2件）

- 省エネルギー設備導入等促進事業（省エネ家電等情報提供事業）（平成 21 年度、23 年度 総合評価落札方式）

本事業における、一般競争入札（総合評価落札方式）の公告に

業を実施しているが、当該勧告を踏まえ、不落随意契約を実施する際は、相手側より見積書を徴取した上で、価格交渉を実施

**整理番号 88**

【厚生労働省】

→ 原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業は、当該勧告を踏まえ、受託者に対して、早急にアンケート調査結果の取りまとめを行い、事業実績報告については、履行状況を確認できる書類を提出するよう指示し、それぞれ書類が提出されたところである。今後は、年度途中における業務進捗状況の確認や関係書類の審査体制を強化し、再発を防止

**号 89**

→ 老人保健事業推進費等補助金については、平成 22 年度に実施要綱が改定されており、以後の公募においては、競争的な選定が行われる調査研究テーマが設定されるよう改善措置を実施。

今後、引き続き競争性を損なわないテーマ設定による公募を実施し、事業者の事業遂行能力を的確に審査

**整理番号 90**

【経済産業省】

→ 省エネルギー設備導入等促進事業（省エネ家電等情報提供事業）は、審査時間の見直しを行い、平成 24 年度事業の実施に当たっては審査時間を3日間確保。今後同様の事業を行う際

において、提案書等の提出締切りが、平成 23 年 3 月 23 日 11 時、開札時間が同日 16 時となっていることから、提出締切り間際に複数の提案書等の提出があった場合、審査時間が 5 時間しかなく、提案書審査のための十分な時間を確保できず、審査における公正性、公平性を確保できないおそれがある。

- 外国産業財産権制度支援事業（平成 21 年度、22 年度 企画競争）及び産業財産権人材育成協力事業（平成 23 年度 企画競争）  
平成 21 年度の選定条件として、特許庁から公共交通機関を利用して 30 分以内に研修室等を有していることが条件となっているが、研修業務の一部再委託がなされている（財）海外技術者研修協会は、特許庁から移動に 1 時間程度必要な場所にて研修の一部を実施しており、条件に見合った場所で事業を実施していない。平成 22 年度、23 年度も同じ再委託先の法人が同じ場所で研修を実施していたにもかかわらず、特許庁は当該条件の見直しを行わず、同じ事業者を 3 年連続で選定している。

**【環境省】（1 件）**

- 使用済自動車再資源化の効率化及び合理化等推進調査業務（平成 21 年度 総合評価落札方式）  
一般競争入札（総合評価落札方式）により事業者を選定した契約において、仕様書で求められている主要部分の業務の履行が不可能となった時点で、事業者の債務不履行の可能性について十分な検討をせずに、事業者からの申出による契約変更を認めている。

も、引き続き提案書審査のための十分な審査時間を確保

**整理**

**番号 91**

- 外国産業財産権制度支援事業（平成 23 年度は産業財産権人材育成協力事業）は、選定条件の見直しを行い、平成 24 年度から、選定条件について、特許庁から「30 分以内」としていた研修室の条件を「1 時間以内」とし適正化。今後同様の事業を行う際も、引き続き必要に応じて適切な選定条件を設定

**整理**

**番号 92**

**【環境省】**

- 契約 1 件が個別指摘事項として挙げられたことを受け、契約変更を行う場合は、変更しようとする内容が事業者にあるものではないか十分に確認する旨、平成 25 年 2 月 8 日に、会計課から全部局に対し通知（「調達手続に係る改善方策について」（平成 25 年 2 月 8 日環境会発第 1302083 号大臣官房会計課長通知））

なお、事業者には責任があると判断された場合には、契約の解除等の債務不履行に伴う適切な処理を実施

**整理番号 93**

<p>(4)各府省の対応 (所見)</p> <p>各府省は、個別指摘事項の改善を図るとともに、それ以外のものについても、当省がチェック事項として整理した自己点検表を参考にして、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)等に基づく点検・見直しに活用するとともに、内閣官房は各府省の点検・見直し状況の取りまとめを行うこと。</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>国から公益法人に対する支出については、「国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査の結果に基づく勧告」を踏まえた対応について」(平成24年8月2日付け事務連絡)により、内閣官房から各府省に対し、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく点検・見直しを行う際に、自己点検表を活用するよう要請するとともに、平成23年度の公益法人への支出に係る各府省が実施した点検・見直し結果を内閣官房において取りまとめ、平成24年9月28日に公表している。</p> <p>各府省においては、公益法人への支出の点検を行うに当たり、自己点検表を活用し、契約方式や仕様書を見直したほか、例えば、外務省においては、外部有識者を活用した外務省予算監視・効率化チームや、外務省契約監視委員会において、一者応札・一者応募等となっている公益法人との契約について審査を行っている例もみられた。</p>
<p>2 公益法人等に対する権限付与の状況 (所見)</p> <p>透明性の確保の観点から、指定等の基準をインターネットで公開していない制度を所管する府省は、その公開を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>権限付与を行う府省は、透明性の確保の観点から、指定等の基準をインターネットで公開するとともに、指定等の基準に関する問合せ等には迅速に対応すること等とされているところである (「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>指摘した25制度のうち、指定等の基準をインターネットで公開したもの16制度、公開予定などのもの8制度。</p> <p>このほか、指定制度が廃止される予定のもの1制度</p>

<p>係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定))。しかし、複数者指定等が可能な 239 制度のうち 25 制度においてインターネットで指定等の基準等を公開していない。</p>	
<p>(所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>また、複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている制度で参入促進の取組を行っていない制度については、積極的な参入促進に努めること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>制度上は複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている 130 制度における各府省の参入促進についての取組状況をみると、59 制度においては、潜在的な担い手や制度のユーザー等関係者へのヒアリング等の取組を行っているものの、上記閣議決定で定められた指定等の基準の公開を行っていない 16 制度を含む 71 制度においては参入促進への積極的な取組を行っていない。</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>指摘した 71 制度のうち、潜在的担い手に対するヒアリングやインターネットで申請手続を分かりやすく公開するなどの参入促進の取組を行ったもの 46 制度、参入促進の取組を行う予定などのもの 21 制度。</p> <p>このほか、指定等の制度が廃止等されたもの 3 制度、権限付与を行う事案が発生していないもの 1 制度</p>

## 個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約等年度			改善措置状況
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
1	4	(1) -ア-① i	環境省 (内閣府)	(公財) 原子力環境整備促進・ 資金管理センター	放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			当該年度限りの事業
2	3	(1) -ア-① ii	厚生労働省	(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止 センター	覚せい剤等撲滅啓発事業 (平成21年度 企画競争、22年度、23年度 総合評価落札方式)	○	○	○	仕様書の見直しを実施
3	2	(1) -ア-① iii	外務省	(社) 国際交流サービス協会	21世紀パートナーシップ促進招へい事業 (平成21年度 公募)	○			平成22年度以降改善済み
4	2	(1) -ア-① iv	外務省	(社) 国際交流サービス協会	オピニオンリーダー招待及び高級実務者招へい 事業等接遇業務 (平成21年度 公募)	○			平成22年度以降改善済み
5	3	(1) -ア-① v	外務省	(社) 国際交流サービス協会	外国報道関係者招へい事業に係る業務一式 (平成21年度 最低価格落札方式)	○			平成22年度以降改善済み
6	4	(1) -ア-① vi	厚生労働省	(財) 放射線影響研究所	原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に 関する研究事業 (平成21年度～23年度 公募)	○	○	○	仕様書の見直しを実施
7	4	(1) -ア-① vii	経済産業省	(財) 日本自動車研究所	I T Sの規格化事業 (平成21年度～23年度 企画競争)	○	○	○	改善措置を検討中
8	6	(1) -ア-② i	外務省	(財) 核物質管理センター	IAEA保障措置(包括的保障措置協定及び追加 議定書)実施に関する運用上の解説を含む我が 国の法体系調査、及び同調査結果に基づいた英 語版資料の作成 (平成21年度 企画競争)	○			当該年度限りの事業
9	6	(1) -ア-② ii	経済産業省	(財) 省エネルギーセンター	エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費 (工場のエネルギー使用状況調査事業) (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		評価における実績部分の配点 比率を25%に引き下げ
10	6	(1) -ア-② iii	経済産業省	(財) 省エネルギーセンター	新エネルギー等導入促進基礎調査(国際規格 エネルギーマネジメントシステム (ISO/PC242)の運用時等における課題等分析 調査) (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		評価における実績部分の配点 比率を30%に引き下げ
11	7	(1) -ア-② iv	環境省	(財) 日本環境協会	環境保全型製品購入促進事業 (平成22年度、23年度 総合評価落札方式)		○	○	改善措置を検討中
12	7	(1) -ア-② v	環境省	(財) 日本環境衛生センター	公募型土壌汚染調査・対策技術実証試験評価 業務 (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		改善措置を検討中
13	7	(1) -ア-② vi	環境省	(財) 日本環境協会	製品テストの環境ラベルに与える影響調査業 務 (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		改善措置を検討中
14	7	(1) -ア-② vii	環境省	(財) 日本環境協会	子どもエコクラブ事業委託業務 (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		改善措置を検討中
15	10	(1) -イ i	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	グローバル・リモートセンシング利用資源解 析強化事業 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			一般競争入札の実施は当該年 度限り
16	12	(1) -イ ii -01、 (1) -イ ii -33	環境省	(財) 日本環境協会	環境保全型製品購入促進事業 (平成22年度、23年度 総合評価落札方式)		(○)	(○)	改善措置を検討中
17	9	(1) -イ ii -02	総務省	(財) 原子力安全技術センター	原子力施設における現場指揮本部の設置・運 営等に関する調査検討業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			当該年度限りの事業
18	13	(1) -イ ii -03	環境省 (文部科学省)	(財) 原子力安全技術センター	核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施 設の許認可申請書等並びに核燃料物質使用施 設及び試験研究用原子炉施設の事故・トラブ ル情報に関するデータベース整備 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			改善措置を検討中
19	13	(1) -イ ii -04	環境省 (文部科学省)	(財) 原子力安全技術センター	核燃料サイクル施設等運転管理方策調査 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			改善措置を検討中
20	10	(1) -イ ii -05	農林水産省	(社) 全国漁港漁場協会	地域活性化のためのプレジャーボート活用調 査事業 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			当該年度限りの事業

個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約等年度			改善措置状況
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
21	10	(1) -イ ii -06	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業 (平成21年度 総合評価落札方式)	(○)			一般競争入札の実施は当該年度限り
22	10	(1) -イ ii -07	経済産業省	(財) 省エネルギーセンター	エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費 (工場のエネルギー使用状況調査事業) (平成21年度 総合評価落札方式)	(○)			平成22年度以降改善済み
23	11	(1) -イ ii -08	経済産業省	(財) 日本エネルギー経済研究所	エネルギー環境総合戦略調査（I E Aにおけるエネルギー効率指標を活用したセクター別アプローチの制度構築に向けた検討） (平成21年度 総合評価落札方式)	○			平成22年度以降改善済み
24	11	(1) -イ ii -09	経済産業省	(財) 日本エネルギー経済研究所	国際エネルギー使用合理化等対策事業（省エネルギー政策共同研究事業） (平成21年度 総合評価落札方式)	○			平成22年度以降改善済み
25	12	(1) -イ ii -10	環境省	(財) 日本環境衛生センター	環境測定分析統一精度管理調査業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			改善措置を検討中
26	12	(1) -イ ii -11, (1) -イ ii -18, (1) -イ ii -31	環境省	(財) 日本環境協会	環境カウンセラー事業運営業務 (平成21年度～23年度 総合評価落札方式)	○	○	○	改善措置を検討中
27	12	(1) -イ ii -12	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	アジア太平洋環境開発フォーラム第二フェーズ（A P F E D II）活動推進業務（平成21年度 総合評価落札方式）	○			改善措置を検討中
28	12	(1) -イ ii -13	環境省	(財) 日本環境衛生センター	有害大気汚染物質モニタリング手法検討調査業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			改善措置を検討中
29	12	(1) -イ ii -14	環境省	(財) 日本環境協会	土壌環境リスクコミュニケーターに関する検討調査業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			改善措置を検討中
30	12	(1) -イ ii -15	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務 (平成21年度 企画競争)	○			改善措置を検討中
31	12	(1) -イ ii -16	環境省	(財) 日本環境衛生センター	広域最終処分場計画調査（海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査）委託業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			改善措置を検討中
32	9	(1) -イ ii -17	厚生労働省	(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター	覚せい剤等撲滅啓発事業 (平成22年度 総合評価落札方式)	(○)			平成23年度以降改善済み
33	12	(1) -イ ii -19	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	アジア・コベネフィット・アプローチ推進パートナーシップ構築に向けた調査検討業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中
34	12	(1) -イ ii -20	環境省	(財) 日本環境衛生センター	化学物質環境実態調査精度管理等業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中
35	12	(1) -イ ii -21, (1) -イ ii -34	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務 (平成22年度、23年度 総合評価落札方式)		○	○	改善措置を検討中
36	12	(1) -イ ii -22	環境省	(財) 日本環境協会	国際環境規制等情報提供体制検討業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中
37	12	(1) -イ ii -23	環境省	(財) 日本自動車研究所	タイヤ単体騒音実態調査業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中
38	12	(1) -イ ii -24	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	アジア太平洋環境開発フォーラムに関する普及支援及び国際動向基礎調査業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中
39	12	(1) -イ ii -25	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	生物多様性条約第10回締約国会議運営支援等業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中
40	12	(1) -イ ii -26	環境省	(財) 日本環境衛生センター	有害大気汚染物質測定方法検討調査業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中
41	12	(1) -イ ii -27	環境省	(財) 日本環境衛生センター	大気中微小粒子状物質成分分析ガイドライン（仮称）作成等に係る調査検討業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中



個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約等年度			改善措置状況
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
42	12	(1) ーイ ii ー28	環境省	(財) 日本環境協会	子どもエコクラブ事業委託業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		(○)		改善措置を検討中
43	9	(1) ーイ ii ー29	厚生労働省	(財) 二十一世紀職業財団	ポジティブ・アクション促進のための総合的 情報提供事業 (平成23年度 企画競争)			○	説明会開催日から提案書提出 締切日までの期間を10日間以上 確保
44	9	(1) ーイ ii ー30	厚生労働省	(財) 二十一世紀職業財団	両立支援に関する総合的情報提供事業 (平成23年度 総合評価落札方式)			○	説明会開催日から提案書提出 締切日までの期間を10日間以上 確保
45	12	(1) ーイ ii ー32	環境省	(財) 日本環境衛生センター	日系静脈産業メジャーの海外展開促進のため の情報発信・研修企画等業務 (平成23年度 総合評価落札方式)			○	改善措置を検討中
46	9	(1) ーイ iii	外務省	(社) 国際交流サービス協会	公邸派遣料理人に関する業務 (平成23年度 公募)			(○)	平成24年度より新規派遣未実施 (26年度を目的に事業廃止予 定)
47	11	(1) ーイ iv	経済産業省	(財) 日本エネルギー経済研究所	石油産業体制等調査研究（石油製品需給及び 価格動向調査） (平成23年度 総合評価落札方式)			○	開札日から履行開始日までの期 間を7日間確保
48	12	(1) ーイ v	経済産業省	(公財) 原子力環境整備促進・ 資金管理センター	放射性廃棄物共通技術調査等委託費（放射性 廃棄物海外総合情報調査） (平成21年度～23年度 総合評価落札方式)	○	○	○	平成25年度から事業者選定にお いて改善措置を講じる予定
49	12	(1) ーイ vi	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査 業務 (平成23年度 総合評価落札方式)			(○)	改善措置を検討中
50	12	(1) ーイ vii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業 務 (平成21年度 企画競争)	○			改善措置を検討中
51	12	(1) ーイ viii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	化学物質国際管理対応業務（平成21年度 最低 価格落札方式）	○			改善措置を検討中
52	15	(1) ーウ i	環境省 (内閣府)	(財) 原子力安全技術センター	科学技術基礎調査等委託（耐震安全性評価手 法に関する基礎的・技術的調査） (平成22年度 総合評価落札方式)		○		当該年度限りの事業
53	14	(1) ーウ ii	外務省	(社) 国際交流サービス協会	公邸派遣料理人に関する業務 (平成21年度～23年度 公募)	○	○	○	平成24年度より新規派遣未実施 (26年度を目的に事業廃止予 定)
54	14	(1) ーウ iii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	し尿処理システム等の改善に関するアジア・ ワークショップ実施等業務 (平成21年度、22年度 最低価格落札方式)	○	○		改善措置を検討中
55	16	(1) ーエ i	総務省	(社) デジタル放送推進協会	無線システム普及支援事業費等補助金（デジ タル受信相談・対策事業） (平成22年度 公募)		○		平成25年度から事業者選定にお いて改善措置を講じる予定
56	17	(1) ーエ ii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査 業務 (平成22年度、23年度 総合評価落札方式)		(○)	(○)	改善措置を検討中
57	17	(1) ーエ iii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	日中韓三カ国環境大臣会合等支援及び検討業 務 (平成23年度 総合評価落札方式)			○	改善措置を検討中
58	21	(2) ーア i	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	アジア資源循環研究推進業務 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	改善措置を検討中
59	21	(2) ーア ii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	日中水環境パートナーシップ調査業務 (平成21年度～23年度 随意契約)	○	○	○	改善措置を検討中
60	21	(2) ーア iii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務（平 成22年度 随意契約）		(○)		改善措置を検討中
61	21	(2) ーア iv	環境省	(財) 日本環境衛生センター	ダイオキシン類生物検定法等簡易測定法実用 化検証事業 (平成21年度 随意契約)	○			改善措置を検討中
62	21	(2) ーア v	環境省	(財) 日本環境協会	国際環境規制等情報提供体制検討業務 (平成21年度 随意契約)	○			改善措置を検討中

個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約等年度			改善措置状況
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
63	19	(2) -ア vi	外務省	(社) 国際交流サービス協会	「在外公館派遣員派遣」業務委託 (平成21年度～23年度 随意契約)	○	○	○	競争性のある調達手続による事業者選定の可能性を精査
64	19	(2) -ア vii	外務省	(社) 国際交流サービス協会	「在外公館専門調査員」派遣契約 (平成23年度 随意契約)			○	競争性のある調達手続による事業者選定の可能性を精査
65	21	(2) -ア viii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局 運営等業務 (平成22年度 随意契約)		○		改善措置を検討中
66	21	(2) -ア ix	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	改善措置を検討中
67	21	(2) -ア x	環境省	(財) 日本科学技術振興財団	クリアランス廃棄物情報管理システムアプリケーション保守業務 (平成21年度、22年度 随意契約)	○	○		改善措置を検討中
68	21	(2) - x i	環境省	(財) 日本環境協会	エコリフォーム普及促進事業委託業務 (平成21年度、22年度 随意契約)	○	○		改善措置を検討中
69	20	(2) -ア x ii	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発 (平成21年度～23年度 随意契約)	○	○	○	平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
70	20	(2) -ア x iii	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	ハイパースペクトルセンサの校正・データ処理等に係る研究開発 (平成23年度 随意契約)			○	平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
71	20	(2) -ア x iv	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	石油資源遠隔探知技術研究開発 (平成23年度 随意契約)			○	平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
72	20	(2) -ア x v	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
73	20	(2) -ア x vi	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発 (平成22年度、23年度 随意契約)			○	平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
74	20	(2) -ア x vii	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	空中発射システムの研究開発 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
75	20	(2) -ア x viii	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	次世代衛星基盤技術開発 (平成21年度 随意契約)	○			平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
76	20	(2) -ア x ix	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	小型化等による先進的宇宙システムの研究開発 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
77	20	(2) -ア x x	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	宇宙等極限環境における電子部品等の利用に関する研究開発 実証衛星3号機等の開発 (平成23年度 随意契約)			○	平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
78	22	(2) -イ i	環境省	(財) 日本環境衛生センター	微小粒子状物質等曝露システム改善調査業務 (平成21年度 最低価格落札方式)	○			改善措置を検討中
79	22	(2) -イ ii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務 (平成21年度 企画競争、平成22年度 随意契約)	○	○		改善措置を検討中
80	22	(2) -イ iii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	広域最終処分場計画調査（海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査）委託業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中
81	22	(2) -イ iv	環境省	(財) 日本環境衛生センター	酸性雨モニタリング推進業務 (平成21年度～23年度 随意契約)	○	○	○	改善措置を検討中
82	22	(2) -イ v	環境省	(財) 日本環境衛生センター	黄砂問題調査検討業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		改善措置を検討中
83	22	(2) -イ vi	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	京都メカニズムを利用した公害対策と地球温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業委託業務 (平成21年度 随意契約)	○			改善措置を検討中

個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約等年度			改善措置状況
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
84	23	(3) -① i	外務省	(財) 国際開発高等教育機構	平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価（現地での連携と調整）のための調査業務委嘱（平成21年度 企画競争）	○			当該年度限りの事業
85	23	(3) -① ii	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発（平成21年度 企画競争）	○			平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定
86	24	(3) -① iii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務（平成23年度 総合評価落札方式）			(○)	改善措置を検討中
87	24	(3) -② i	外務省	(社) 国際交流サービス協会	オビニオンリーダー招待他3者招待事業委託業務（平成22年度 企画競争）		○		多重確認等を実施
88	25	(3) -② ii	外務省	(一財) 平和・安全保障研究所	台頭する新興国と日本外交についての調査研究（平成22年度 総合評価落札方式）		○		不落随意契約の際は、相手側より見積書を徴取した上で、価格交渉を実施
89	25	(3) -② iii	厚生労働省	(財) 放射線影響研究所	原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業（平成21年度～23年度 公募）	○	○	○	業務が完了し、その履行状況を確認
90	25	(3) -② iv	厚生労働省	(社) 国民健康保険中央会	老人保健事業推進費等補助金（平成21年度 公募）	○			平成22年度以降改善済み
91	26	(3) -② v	経済産業省	(財) 省エネルギーセンター	省エネルギー設備導入等促進事業（省エネ家電等情報提供事業）（平成21年度、23年度 総合評価落札方式）	○		○	提案書の審査期間を3日間確保
92	26	(3) -② vi, (3) -② vii	経済産業省	(社) 発明協会	外国産業財産権制度支援事業（平成21年度、22年度 企画競争） 産業財産権人材育成協力事業（平成23年度 企画競争）	○	○	○	仕様書の見直しを実施
93	26	(3) -② viii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	使用済自動車再資源化の効率化及び合理化等推進調査業務（平成21年度 総合評価落札方式）	○			改善措置を検討中

※1 グレーで着色している契約等は、複数の指摘がなされているもの。

※2 「指摘契約等年度」中の（ ）は、同一年度の契約で複数の指摘がなされているもの。